

“ホール関連システム”
に関する基本指針

～ホールに関する管理・決済システムについて～

平成18年 10月

全日本遊技事業協同組合連合会
遊技システム特別委員会

はじめに

平成2年春。ホール業界に、第三者発行によるプリペイドカードシステムが初めて導入されて以来、全日遊連は、パチンコ産業の健全な発展と社会からの信頼向上を願う立場から、カードシステムの導入・維持に積極的に取り組んで参りました。

この間、残念なことに、変造カードによる被害が一気に拡大、社会問題化した時期がありました。このことはカードシステムの在り方に大きく影響したばかりか、ホール業界までもが社会からの厳しい批判を受けることとなりました。

変造カードが蔓延した原因は、磁気カードの脆弱なセキュリティにありましたが、ホール業界はカード会社に対し、変造カードが社会問題化する以前から、更なるセキュリティ対策の必要性を再三指摘していたにも関わらず、結果として変造カードによる被害は拡大してしまいました。

このような事態が二度と起こらないよう、システムのセキュリティに関する協議検討は、全日遊連としても慎重に協議すべき重要な課題であります。

また、昨今、システム提供事業者においては、カードシステムに現金以外の手段による決済機能を付加させたシステム開発の流れが生じています。既に実用化されているシステムもありますが、この実用化の前に、私たちは相当な時間をかけて、システム適正運用のための独自のルール作りを行いました。遊技料金の決済に関わるシステムであるからには、セキュリティの確保はもちろん、お客様の「のめり込み」を助長することのないよう、健全な運用に資するルール作りを行うことが、絶対必要な条件と考えたからであり、今後も、この取組みの重要性は変わりません。

IT技術の急速な進展に伴い、現在、ホールには様々なシステムが導入され、また、全日遊連に対しては、実際に新たなシステムの提案もなされています。

私たち遊技システム特別委員会が検討・研究すべき範囲は、以上に述べたようなカードシステム等の「インのクリアに関するシステム」やそれらに付随する「遊技料金決済システム」のほか、「貯玉／メダル・再プレーシステム」「会員システム」「その他周辺機器」と、多岐にわたっています。

このようにシステムは千差万別ですが、実際にシステムを採用・導入する私たちにとっては、それらのシステムを包括した「基本的な考え方」があります。

そこで私たちは、システム提供事業者とそれらシステムに対する協議を行うに際し、システムの採用・導入の前提となる、ホール業界としての立場をあらかじめお示しすることが必要と考え、「“ホール関連システム”に関する基本指針 ～ホールに関する管理・決済システムについて～」として提示することといたしました。

システム提供事業者におかれては、この「基本指針」をご一読いただき、ホール業界の考え方をご理解くださいますよう、お願いいたします。

“ホール関連システム”に関する基本指針

～ホールに関する管理・決済システムについて～

(1) 関係法令に対する適合性

システムは、関係法令に適合したものであること。

(2) セキュリティの確保

- ①「セキュリティに関して絶対はない」というセキュリティ思想の本質に立ち、セキュリティが破られた場合を想定した一定の防御策が用意されており、かつ、抜本的な対策が検討されていること。
- ②システムの各段階における、セキュリティ上の責任の所在が明確化されていること。
- ③システムの運用に関係する各企業（加盟店ホール、システム提供事業者、機器メーカー等）が遵守すべき、セキュリティ上、運用上の規定が整備されていること。

(3) のめり込みの防止

- ①システムは、お客様の借金となる要素に直接あるいは自動的につながらないこと。
- ②一日の利用上限金額を設定すること。
- ③システム提供事業者は、のめり込みの有無を検証するためのデータを収集・蓄積し、必要に応じて全日遊連に提供すること。

(4) 個人情報の保護

システム提供事業者は個人情報保護法を遵守し、システムの運用にあたっては、同法に基づいたシステムの運用基準等が規定されていること。

(5) システムの経済性

システム提供事業者は、経済性を十分に考慮してローコストな運用が実現できるように努め、ファンとホールが安心して利用できるよう、システムを構築すること。

(6) 社会的な認知

当該システムを導入することにより、ホールがファンからの信頼を得られ、社会から認められるものであること。

※ 上記を踏まえ、特に遊技料金の決済システムにおいては、別途、ガイドラインを設けることとする。

遊技料金決済システム等に関するガイドライン

1. 目的

本ガイドラインが適正に運用されることにより、ホールの経営が健全かつ円滑に発展し、社会、パチンコ・パチスロファン、ホールが安全、安心を享受できることを目的とする。

2. 対象

本ガイドラインは、主に、デビット、電子マネー等々の「遊技料金決済システム」および関連機器、それに準ずる電子価値システム（ポイントサービス等）の導入・運営等に関し、取り決めておくべき事項を対象とする。

3. ガイドライン

(1) 関係法令との適合性

システムは、関係法令に適合したものであること。

(2) のめり込みの防止

- ①システムは、クレジット決済（後払い）、消費者金融、カードローン等々、お客様の借金となる要素に直接あるいは自動的につながらないこと。
- ②同様に、デビット（即時払い）、プリペイド、電子マネー等（前払い）についても、クレジット決済、消費者金融、カードローン等、お客様の借金となる要素を含まないこと。
- ③システムが導入された後、金融機関のサービス内容が変わった場合でも、システム提供事業者はクレジット決済、消費者金融、カードローン等、お客様の借金となる要素を除外すること。
- ④システムにおいては、一日の利用上限金額を設定すること。
- ⑤利用上限金額の変更は全日遊連との協議事項とし、合意を得ること。
- ⑥システム提供事業者は、のめり込みの有無を検証するためのデータを収集・蓄積し、必要に応じて全日遊連に提供すること。

(3) セキュリティの確保

- ①「セキュリティに関して絶対はない」というセキュリティ思想の本質に立ち、セキュリティが破られた場合を想定した一定の防御策が用意されており、かつ、抜本的な対策が検討されていること。
- ②システムの各段階における、セキュリティ上の責任の所在が明確化されていること。
- ③システムの運用に関係する各企業（加盟店ホール、システム提供事業者、機器メーカー等）が遵守すべき、セキュリティ上、運用上の規定が整備されていること。

(4) 個人情報の保護

システム提供事業者は個人情報保護法を遵守し、システムの運用にあたっては、同法に基づいたシステムの運用基準等が規定されていること。

(5) システムの経済性

システム提供事業者は、経済性を十分に考慮してローコストな運用が実現できるように努め、ファンとホールが安心して利用できるよう、システムを構築すること。

(6) 社会的な認知

当該システムを導入することにより、ホールがファンからの信頼を得られ、社会から認められるものであること。

(7) システムの検証

- ①システム提供事業者は、システムの本格的な市場投入の前に、十分なテストを行い、「のめり込みの防止」「セキュリティの確保」等の観点から、システムの検証を行うこと。
- ②システム提供事業者は、テストの目的と内容（店舗数、店舗選定基準、検査項目とその評価方法、テストの開始時期と期間など）および、その客観的な評価方法を明確化し、全日遊連と事前協議すること。
- ③全日遊連とシステム提供事業者との間で、テストの評価が終了するまで、本格的な市場投入を行わないこと。

(8) 不測の事態への対応

- ①システムに関するセキュリティ上、運用上の不測の事態への対応のため、全日遊連とシステム提供事業者は常時緊密な連絡が取り合える体制を保持すること。
- ②システムに関してセキュリティ上、又は運用上の問題が発生した場合、システム提供事業者は、その問題点を全日遊連に即刻伝達し、双方、情報を速やかに共有すること。
- ③発生した問題が、社会的に重大な影響を及ぼすと懸念される場合は、被害拡大を防ぐため同サービスを一時停止し、全日遊連とシステム提供事業者との間で対応を協議すること。
- ④サービス停止の事態となった場合、システム提供事業者が問題の対処を完了するまで、同サービスは再開しないこと。

(9) 本格導入後の対応

- ①当該サービスのシステム内容や運用スキーム等の基本的な内容、すなわち、当該サービスの本格導入以前に検討してきた基本的合意事項を何らかの理由で変更する場合には、システム提供事業者と全日遊連は事前に十分な協議をすること。

- ②システム提供事業者の責によるか否かに関わらず、当該サービスに関する基本的合意事項に相違が生じる場合は、システム提供事業者と全日遊連は、その対処について十分に協議すること。
- ③システムの運用状況や本サービス加盟店の増減等について、システム提供事業者は全日遊連に月例の定期報告をすること。
- ④システム提供事業者は年に1度、「セキュリティの確保」「のめり込みの防止」の観点からシステムの運用状況の総括をし、全日遊連と改善点等について意見交換を行うこと。

以 上